

あれば、軽減税率8%の対象となります。このアルコール分が1度未満の酒類の例としては、現時点では「ホットビール」があります。また、ノンアルコールビールも軽減税率8%が適用されます。

そして、みりんについては注意が必要です。本みりんの場合は、アルコール分が約14度のため、消費税率が10%となりますが、みりん風調味料であれば、アルコール分が1度未満で酒類に該当しないので、軽減税率8%が適用されます。

(2) 新聞の購入

軽減税率8%が適用されるのは、定期購読契約が締結された週2回以上発行される一定の新聞です。そのため、定期購読契約を締結していないコンビニやスーパーでの新聞購入については、消費税率が10%となります。

(3) 有料レジ袋の購入

令和2年7月1日より、全国で一定のプラスチック製買い物袋の有料化が

実施されています。プラスチック製買い物袋の有料化については、経済産業省ホームページ等に掲載されています。

例えば、軽減税率8%が適用される飲食料品をレジにて会計する際に、一緒に有料のレジ袋を購入したとします。すると、レシートを見ればわかるように、このレジ袋は消費税率10%となっています。レジ袋自体は軽減税率対象の商品ではないので、軽減税率対象商品を購入した場合でもレジ袋は消費税率10%となります。

(4) イートインコーナーでの飲食のための飲食料品購入

今では多くの方がご存知でしょうが、軽減税率対象となる飲食料品を購入して店内で飲食した場合には、軽減税率は適用されず、消費税率は10%となります。これは、一定の飲食設備がある場所において飲食料品の提供がある場合には、消費税率は10%になるためです。

(5) ペットフードの購入

軽減税率8%が適用される飲食料品は、「人の」飲食用に供されるものに限りません。そのため、人の飲食用に供されないペットフードの購入は、消費税率10%になります。

このように、コンビニやスーパーで販売されている商品によっては消費税が非課税となるものがあり、また、消費税率についても10%が適用されるものと軽減税率8%が適用されるもの等があります。そのため、先述の内容を押さえた上で、非課税の商品に該当するののか、消費税率が何%となっているののか等をレシートや領収書で確認する必要があります。そして、会社の経理処理に応じて、非課税仕入れが課税仕入れかの課税区分を正しく処理し、適用する消費税率にも誤りがないように、会計ソフト等はその支払いに関する取引を登録するようにしましょう。